

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	湯屋地区 (湯屋集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内には、40～50代の農業者もいるものの、兼業農家であり、現状では農地の集積は難しい。また、令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、耕作してくれる人がいれば、すぐにでも農地を貸したいという意向が挙がっている。
担い手自体の不足や、農地の場所やアクセスなどの条件の悪さなどから、耕作放棄地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内での話し合いを継続しながら、現在耕作されている農地を含め、守るべき農地を明確化し、地域外からの協力も得ながら農地の維持を進める。担い手、後継者は、近隣の集落との連携により確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字市瀬(湯屋集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 地域内での話し合いを継続し、検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 状況にあわせて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 必要があれば、検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内での話し合いを継続し、検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 活用できる事業者があれば、検討する。

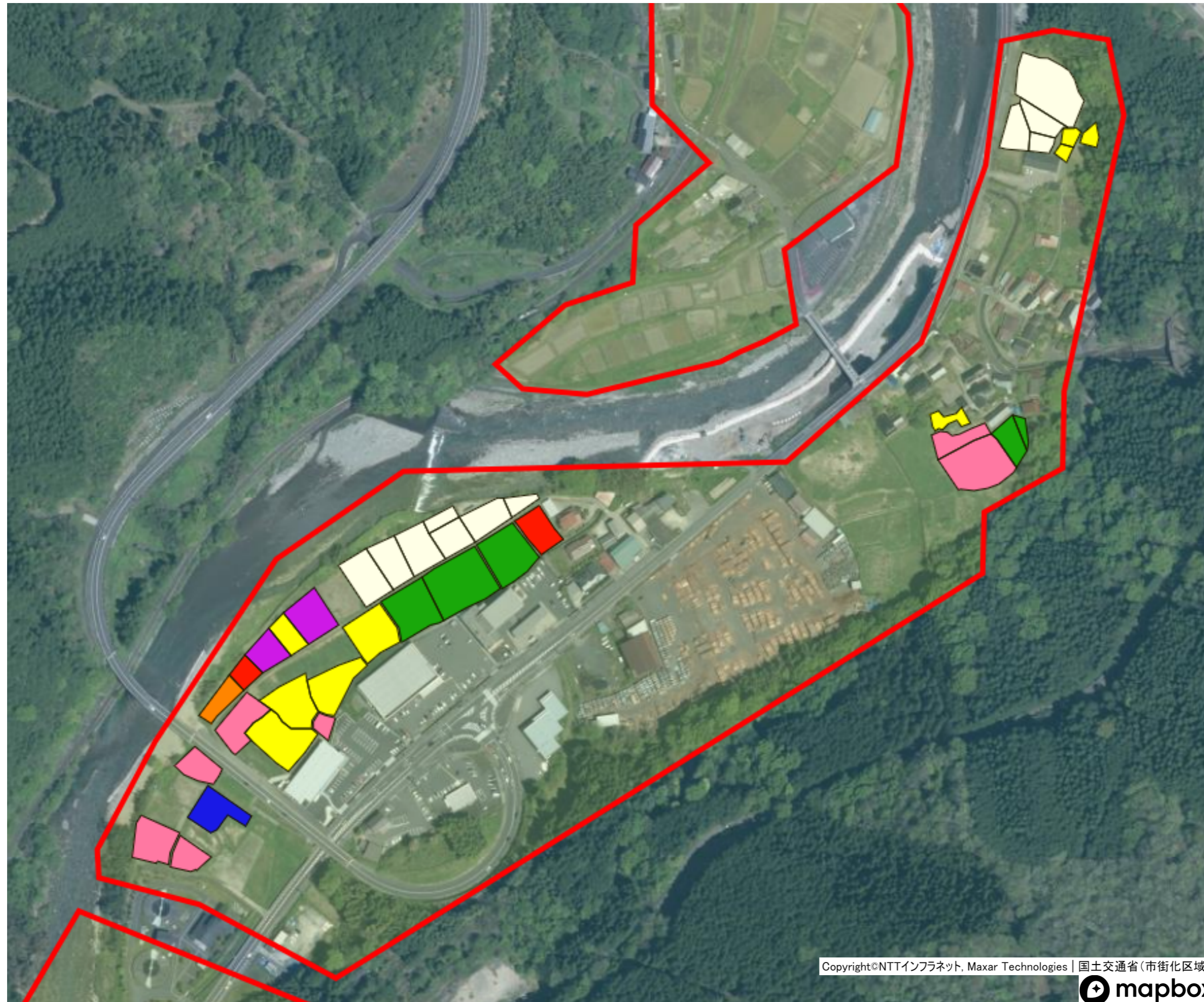
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

湯屋地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- 検討中農地